

北海道総合開発委員会条例

昭和28年1月7日

条例第2号

北海道総合開発委員会条例をここに公布する。

北海道総合開発委員会条例

(設置)

第1条 北海道の有する豊かな資源を有効に利用し、及び開発して産業を振興するとともに、生活、文化等に関する施策を推進し、もって道民福祉の向上を図る見地から、北海道に関する総合的な計画を作成し推進するため、知事の附属機関として、北海道総合開発委員会（以下「委員会」という。）を置く。

全部改正〔平成8年条例5号〕

(所掌事項)

第2条 委員会は、北海道に関する総合的な計画につき、知事の諮問に応じ審議するほか、必要に応じ知事に意見を具申するものとする。

一部改正〔平成8年条例5号・25年14号〕

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。ただし、特別の事項を調査審議するため必要ある場合は、臨時委員を置くことができる。

- 2 委員及び臨時委員は、学識経験者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 知事は、特別の事由があるときは、任期中であっても、委員を解嘱することができる。
- 5 臨時委員は、当該事項の調査審議を終了したときは、解嘱されるものとする。

一部改正〔平成8年条例5号・10年33号〕

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選した者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(顧問及び参与)

第5条 委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、知事が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会務に参画する。

(専門部会)

第6条 委員会に委員会の決定により専門部会を置くことができる。

(知事への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和27年9月1日から適用する。
- 2 この条例施行の際、北海道総合開発委員会規程（昭和25年北海道告示第303号）による委員会の委員その他の構成員たる者は、引き続きこの条例の規定による委員会の委員その他の構成員の職にあるものとし、その任期は、任命又は委嘱の日から起算する。

附 則（平成8年3月31日条例第5号）

〔北海道総合開発委員会条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月1日条例第33号抄）

〔附属機関の整理等に関する条例の附則〕

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前のそれぞれの条例等の規定により定められた附属機関の委員の数については、この条例の施行後初めて委員の任期の満了による新たな委員の任命又は委嘱が行われる日の前日までは、この条例による改正後のそれぞれの条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日条例第14号）

〔附属機関の設置等に係る関係条例の一部を改正する条例の附則〕

この条例は、公布の日から施行する。

北海道総合開発委員会条例施行規則を、次のように定める。

北海道総合開発委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道総合開発委員会条例（昭和27年北海道条例第2号）第7条の規定に基づき、北海道総合開発委員会（以下「委員会」という。）の会議の運営及び事務処理に関する事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和41年規則22号・平成22年17号〕

(会議の招集)

第2条 委員会の会議は、委員長が招集する。

一部改正〔昭和41年規則22号〕

(委員長、副委員長共に事故あるときの代理)

第3条 委員長及び副委員長共に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、委員長の職務を代理する。

(議事)

第4条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

一部改正〔平成25年規則31号〕

(専門部会)

第5条 専門部会は、委員長が指名する委員、臨時委員、顧問及び参与をもって組織する。

2 専門部会は、その所掌に係る専門の事項及び委員会から付託された事項について、調査審議する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、専門部会を代表し、議事その他専門部会の事務を処理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 第2条及び前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定

中「委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員の」とあるのは「部会員の」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成25年規則31号〕

(委員長への委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会及び専門部会の議事その他の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

一部改正〔昭和41年規則22号・平成22年17号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和27年9月1日から適用する。

附 則（昭和36年8月9日規則第132号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年11月1日規則第123号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月24日規則第17号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。